

令和6年度第11回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年2月20日(木) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合大崎出張所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員,
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計22名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告
2/5(水)2月定例常設審議委員会(鹿児島市)
2/17(月)大隅地区農業委員等研修会

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(9番 ○○○○委員, 10番 ○○○○委員)
第2. 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第61号 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について
第4. 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5. 議案第63号 非農地証明願による申請について
第6. 議案第64号 農用地利用集積計画の決定について
第7. 議案第65号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第8. 議案第66号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について

その他

開 議

事務局長 ただ今から令和6年度第11回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。17日の大隅地区農業委員等研修会,大変お疲れさまでした。研修会では,農業委員として,また推進委員として地域計画の実行・実現に向けて,その役割を果たすためにどのように活動すべきかなど,多くを学ぶことができました。それを踏まえ私たちは,まず鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検「1・5・一絵」の活動が非常に重要となってきます。1月あたり5戸程度の担当地域の農家訪問を行い,アンケート調査の結果をもとに農地集積・集約化を地域計画地図に反映させていきます。私たち農業委員・推進委員に期待される役割をしっかりと

受け止め、果たし、努めていただけますようお願いいたします。それでは経過報告をいたします。2月5日 2月定例常設審議委員会（鹿児島市）、2月17日 大隅地区農業委員等研修会、以上の会に出席してまいりました。それでは会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。9番〇〇〇〇委員、10番〇〇〇〇委員をお願いいたします。本日は、議案第60号から議案第66号までを議題といたします。開けていただきまして、1ページ総会審議内訳表です。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条6件、農振1件、5条3件、非農地判断1件、経営基盤強化促進法による利用権の設定16件、経営基盤強化促進法による所有権の移転1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定16件、合計44件を議題といたします。2ページ、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番について調査結果を報告をいたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではございません。主な経営作物は、水稻、甘藷でございます。申請地は、井俣字十二輪〇〇〇〇 畑 1筆 4,863㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人の1名でございます。農作業技術力は、農作業歴20年とあります。機械保有は、トラクター1台、耕運機等の機械については必要な時に親戚より借りているとのことです。通作距離は、自宅から約100m歩いてすぐのところですよ。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いいたします。

委 員 （挙手）

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番は、〇〇〇〇委員の案件でありますので、〇〇〇〇委員の退席をお願いいたします。

（〇〇〇〇委員退席）

議 長 審議番号2番の調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号2番について調査報告をいたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇〇〇県の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は、水稻、牧草、牛42頭です。申請地は、永吉字川路〇〇〇〇 田 外1筆 622㎡です。申請理由は、譲受人が経営規模拡大のために譲渡人に農地を要望するものです。現在も譲受人が耕作されているとのことで、現地を確認したところ牧草が作付けされていました。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人と妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴48年とあります。機械保有は、トラクター3台、2tトラック1台、軽トラック3台と十分です。通作距離は、自宅から約200m、

車で2分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。

(〇〇〇〇委員着席)

議 長 審議番号3番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号3番について、調査結果を報告いたします。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、牧草、甘藷です。申請地は、菱田字四ツ塚下〇〇〇〇 田 外7筆 4,461 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、父の2名です。農作業技術力は、農作業歴20年とあります。機械保有は、トラクター3台、コンバイン1台、トラック3台、米乾燥機2台と十分です。通作距離は、自宅から2km圏内にあり、車で約5分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号3番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号3番については、許可といたします。審議番号4番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 審議番号4番について、調査報告をいたします。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、甘藷です。申請地は、持留字二子塚〇〇〇〇 畑 1筆 4,204 m²です。申請理由は、親族間の贈与です。甥と叔父の関係にあります。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴50年とあります。機械保有は、トラクター4台、トラック2台と十分です。通作距離は、自宅から500m、車で約2分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとの事

でした。なお、この畑につきましては、以前より〇〇〇〇さんが耕作されている畑で今回親族間の贈与という案件です。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号4番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは、審議番号4番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、審議番号5番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 審議番号5番について、調査結果を報告します。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、牧草、牛52頭です。申請地は、野方字折木〇〇〇〇 畑 外4筆 7,733㎡です。申請理由は、親子間の贈与です。今までも娘である受人が耕作、管理していたとのことです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、夫の2名です。農作業技術力は、農作業歴8年とあります。機械保有は、トラクター2台、軽トラック1台、タイヤショベル2台と十分です。通作距離は、自宅周辺にあり、歩いてすぐのところ です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号5番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号5番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号5番については、許可といたします。審議番号6番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号6番について、調査結果を報告します。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇町の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありませんが、〇〇〇〇の役員です。主な経営作物は、大根、白菜、ゴボウ等です。申請地は、永吉字木屋堀〇〇〇〇 畑 1筆 4,482㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止により、譲受人が経営規模拡大をするものであります。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴24年とあります。機械保有は、トラクター2台です。他のトラックなどは会社から借りているとのことです。通作距離は、自宅から1.5km、車で3分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に

該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたしますします。

議 長 審議番号 6 番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、審議番号 6 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 6 番については、許可といたします。5 ページ、「議案第 61 号 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について」を議題といたします。6 ページ、審議番号 450 番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 農振除外、審議番号 450 番について、調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町菱田字大久保〇〇〇〇 畑 外 1 筆 549 m²で、場所は現地調査資料の 2 の 1 から 2 をご覧ください。申請目的は、一般住宅です。現在は申請地の南側に家が建っています。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農振除外後の農地区分は、第 1 種農地の集落接続施設と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水は、合併浄化槽。雨水は、側溝放流です。土砂の流出防止対策として、ブロックを積まれるので問題ありません。日照、通風ですが、3 m の緩衝地を設けるので心配ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとの事でした。通路は、道路に面しているため問題はありません。信用は、問題なしということです。以上のことから特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断にいたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたしますします。

議 長 審議番号 450 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、審議番号 450 番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 450 番については、許可といたします。7 ページ、「議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。8 ページ、審議番号 1 番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第 5 条申請、審議番号 1 番について、調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇市の〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんと〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字毛無原〇〇〇〇 畑 外 1 筆 5,337 m²のうち 580.88 m²で、場所は現地調査資料の 1 の 1 から 4 をご覧ください。申請目的は、砂採取の搬入口です。航空写真の 1 の 2 を開けてください。太い赤線のところが今回の申請地です。黄色い太線が今度砂を取ろうとしているところです。1 の 3 の航空写真で先ほどの赤い枠のうち折れ曲がっている斜線部分があります。ここが搬入口になります。これが今回の一時転用ということで、緑の太線が今回砂を採取しようとしているところなんですけども、緑の部分の北東側を現在、砂を採取しておりまして、砂採取の許可期限は 1 年となっているんですが、新たな場所の砂を取るということで、1 年を超えるために今回継続申請という形になっております。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地と判断しております。続いて一般基準です。

雨水は、自然流下です。搬入路の土砂の流出防止対策としては、土砂コンを敷いて固めているので問題ありません。日照、通風ですが、通路のため問題ありません。隣接地の所有者への説明は、継続申請のため必要なしと判断しております。通路は、国道 448 号に面しているため問題はありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、問題ありません。一時転用終了後の農地復元確約書は、添付されています。関連法令としては、砂利採取法になりまして、既に県から許可が下りているとの事でした。最後なんです、搬入路が、大丸小学校の通学路に面しているために交通安全には留意していただくようお願いしております。以上のことから特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- 議 長 審議番号 1 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは、審議番号 1 番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号 1 番については、許可といたします。審議番号 2 番 9 ページ、審議番号 3 番は、申請者が同一のため一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 11 月 21 日の定例総会において、農振除外について一度審議をしているため、事務局より説明いたします。5 条申請、審議番号 2 番について、調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇地区の〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町神領字濱牧〇〇〇〇 畑 1 筆 1,325 m²で、場所は現地調査資料の 3 の 1 から 2 をご覧ください。申請目的は、駐車場です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は第 1 種農地の既存施設の拡張と判断しております。続いて一般基準です。雨水は、側溝放流。土砂の流出防止対策として、ブロックを積むということでした。日照、通風ですが、駐車場整備のため問題ありません。隣接地の所有者への説明は説明済みとの事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は特段問題ありません。続きまして、審議番号 3 番について、調査結果を報告いたします。譲受人及び譲渡人は、審議番号 2 番と同一です。申請地は、大崎町神領字青木〇〇〇〇 畑 1 筆 2,655 m²で、場所は現地調査資料の 4 の 1 から 2 をご覧ください。申請目的は、駐車場です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第 1 種農地の集落接続施設と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は、側溝放流です。土砂の流出防止対策として、ブロックを設けるので問題はありません。日照、通風ですが、駐車場整備のため問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとの事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、問題ありません。なお、集落接続施設での許可判断については、一度、県農村振興課に確認済みです。また農振除外の許可につきましては、2 月 18 日で決定済みということで、除外判断がおりている案件です。以上で報告を終わります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- 議 長 審議番号 2 番、審議番号 3 番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、審議番号2番、審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号2番、審議番号3番については、許可といたします。10ページ、「議案第63号 非農地証明願による申請について」を議題といたします。11ページ、審議番号1番について審議いたします。参考資料といたしまして、別紙資料2 非農地申請位置図をご覧ください。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号1番は、許可といたします。12ページ、「議案第64号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。13ページ、農用地利用集積計画総括表（利用権の設定）でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第64号 農用地利用集積計画の決定について、13ページ、利用権設定の総括表です。始期は令和7年3月1日。期間が5年、10年です。利用権設定の面積は、田 9,978㎡、畑 59,257㎡、計69,235㎡、内再設定が21,184㎡です。利用権を設定する者15名、受ける者14名、更新分は、設定する者4名、受けるもの4名。14ページから17ページが内訳です。以上、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法 第18条の基準を満たしておりますので、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 14ページ、審議番号1番から審議番号5番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番から審議番号5番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号1番から審議番号5番までは、許可といたします。15ページ、16ページ、審議番号6番から審議番号12番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、審議番号6番から審議番号12番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号6番から審議番号12番までは、許可といたします。17ページ、審議番号13番から審議番号14番を除いて、審議番号16番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、審議番号13番から審議番号14番を除いて、審議番号16番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号13番から審議番号14番を除いて、審議番号16番までは、許可といたします。審議番号14番は、〇〇委員の案件でありますので、〇

○委員の退席をお願いします。

(○○委員退席)

- 議 長 審議番号 14 番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは、審議番号 14 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号 14 番は、許可といたします。
(○○委員着席)
- 議 長 18 ページ、農用地利用集積計画総括表（所有権移転）でございます。事務局の説明をお願いします。
- 所有権移転でございますが、18 ページが総括表です。19 ページ、審議番号 1 番は○○委員、○○委員立合いのもと 1 月 16 日にあっせん会を開いております。以上、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の基準を満たしておりますので、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 19 ページ、審議番号 1 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号 1 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号 1 番については、許可といたします。20 ページ、「議案第 65 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。21 ページ、農用地利用集積等促進計画（案）総括表（農地中間管理権の設定）でございます。事務局の説明をお願いします。
- 議案第 65 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、21 ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和 7 年 5 月 1 日。期間は 10 年、終期は令和 17 年 4 月 30 日です。中間管理権の設定面積は、田が 9,682 m²、畑が 24,825 m²、計 34,507 m²でございます。22 ページから 23 ページが内訳です。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 22 ページ、23 ページ、連番 1 番から連番 10 番を除いて、連番 25 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
- 委 員 なし。
議 長 なしということであります。連番 1 番から連番 10 番を除いて、連番 25 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって連番 1 番から連番 10 番を除いて、連番 25 番までは、許可といたします。22 ページにお戻りください。連番 10 番は、○○委員の案件でありますので、○○委員の退席をお願いします。
(○○委員退席)
- 議 長 連番 10 番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。連番 10 番を許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって連番 10 番は、許可といたします。
(〇〇委員着席)

議長 24 ページ、「議案第 66 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。25 ページ、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 66 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてです。25 ページです。1 番 〇〇〇〇 (〇〇), 賃借を希望です。假宿字大橋〇〇〇〇 田 232 m² 〇〇委員を指名します。同じく永吉字安ノ下〇〇〇〇 田 976 m²は、〇〇委員を指名いたします。

議長 〇〇委員, 〇〇委員よろしく願いいたします。最後のページになります。休会中の報告(あっせん関係)でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。2 番は、買い手が見つかりそうだとのこと、取り下げられました。3 番は、取り下げ予定です。入口が狭いので、借り手もないと思う、何らかの形で入口を広くしてから再度お願いしようかと考えているとのこと。5 番は、〇〇〇〇さんにあっせん済です。6 番は、〇〇〇〇さんにあっせん済みです。空いているのが、1 番, 4 番です。

議長 1 番を〇〇委員, あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 はい。1 番, 〇〇さんの圃場なんですけれども 1 月 2 月にかけて周辺の耕作者に案内してお願いするんですが、圃場への進入路の問題やら賃料の問題等でなかなか合意に至っておりません。引き続きやりたいと思っておりますが、ちょっと行き詰っております。

議長 はい、ありがとうございます。4 番, 〇〇委員あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 はい。私のところも今のところ可能性のある方がおりませんので、現地に出向いて近くの方に伺ったんですけど、やはり良い回答はありませんでした。再度、事務局と相談して対応したいと思います。

議長 引き続きよろしくお願いいたします。その他、ご意見ご質問はありませんか。

議長 以上をもちまして、令和 6 年度第 11 回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。

議 長

9 番委員

10 番委員